

# 政策保有株式に関する方針

## 第1条（政策保有株式の取得）

1. 当社は、取引先との良好な取引関係を構築し、事業の円滑な推進を図るため、純投資としてではなく取引先の株式を取得し、保有することがある。そのような株式のことを政策保有株式と呼ぶ。
2. 政策保有株式の取得にあたっては、取締役会の承認を要するものとする。

## 第2条（政策保有株式の保有）

1. 当社は取引先との取引関係の強化や当社の事業発展に資する限り、原則として取得した政策保有株式の保有を継続する。
2. 但し、政策保有株式については、ポートフォリオ全体及び個別銘柄について保有目的の妥当性、保有の経済合理性、市場リスク・信用リスク等、保有に伴う種々のリスクに関して、社外取締役の出席する取締役会で、最低年1回、定量的・定性的観点から総合的に検討し、保有継続の是非について判断するものとする。判断にあたって参考とする指標等については別途定める。
3. 政策保有株式の保有残高は、連結純資産の20%未満を超過する事がないように努める。

## 第3条（政策保有株式の売却等）

1. 政策保有株式として保有する株式の発行会社が破綻に瀕する等、当社の株主価値が著しく損なわれる危険がある場合や同じく発行会社についてコーポレート・ガバナンス上の重大な懸念事項等が生じている場合等、保有意義に疑義があると判断される場合には、取締役会の決定に基づいて政策保有株式を売却する等の措置をとることができる。
2. 政策保有株式の保有比率が連結純資産の20%以上であることが明らかとなった場合には、必要に応じて株式の発行会社と対話を行うとともに、発行会社の事業や市場への影響等を考慮したうえで売却に努めるものとする。

以上

制 定	平成 27 年 11 月 13 日	取締役会
改 定	平成 30 年 10 月 16 日	取締役会
改 定	令和 6 年 6 月 12 日	取締役会